

# 1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律について

動向	令和3年5月28日に成立し、同年6月4日に令和3年法律第56号として公布された。 公布の日から起算して、3年を超えない範囲内において政令で定めの日から施行することとされた。
----	---

# 2. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(新旧対照)

	現行	改正
(国及び地方公共団体の責務)	<p>第三条 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>【新設】</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>
	<p>第六条 (略)</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>【新設】</p> <p>4 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項</p> <p>【変更 (四→五)】</p>
(由とする差別の禁止)	<p>第四条 其他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p>	<p>第五条 其他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p>
	<p>第八条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の排除を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>【変更】</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の排除を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の排除の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>

	げんこう 現行	かいせい 改正
（相談及び紛争の防止等） 体制の整備のための	だいじゅうよんじょう 第十四条 くにおよ ち ほうこうきょうだんたい しょうがいしやおよ かぞく た かんけいしや しょうがい りゆう さいべつ 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に かん そうだん てきかく おう しょうがい りゆう さいべつ かん ふんそう ぼうしまた かいけつ 関する相談に的確に必ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を はか ひつよう たいせい せいび はか 図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。	だいじゅうよんじょう りやく 第十四条（略） 【変更】 くにおよ ち ほうこうきょうだんたい しょうがいしやおよ かぞく た かんけいしや しょうがい りゆう さいべつ 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に かん そうだん てきかく おう しょうがい りゆう さいべつ かん ふんそう ぼうしまた かいけつ 関する相談に的確に必ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を はか ひつよう たいせい せいび はか 図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な整備を図るものとする。
（情報収集） 整理及び提供の	だいじゅうろくじょう りやく 第十六条（略）	だいじゅうろくじょう りやく 第十六条（略） 【新設】 ち ほうこうきょうだんたい しょうがい りゆう さいべつ かいしやう とりくみ かん じょうほう しゅうじゆう せい 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する情報の収集、整 り およ ていきやう おこな つと 理及び提供を行うよう努めるものとする。

### 3. 法改正により求められるそれぞれの役割

自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>しょうがいしやさいべつかいしやうほう かん じさく えんかつ すず ・ 障害者差別解消法に関する施策を円滑に進められるように国と自治体が役割を決め、それぞれが協力しあう。</li> <li>ほう ・ 法についての周知、啓発を行い、支援体制を整える。</li> <li>しょう りゆう さいべつ もんだいかいけつ はか じんざい いくせい かくほ とう そうだんたいせい との ・ 障がい理由とする差別についての問題解決が図れるよう、人材を育成、確保する等、相談体制を整える。</li> <li>ちいき しょう りゆう さいべつ かいしやう とりくみ じょうほう あつ じょうほう しゅうち ・ 地域の障がいを理由とする差別、解消をするための取組の情報を集め、その情報を周知していく。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>じぎやう おこな あ しょう とくせい おう ひつよう はいりよ おこな ・ 事業を行うに当たり、障がいの特性に応じて、必要な配慮を行わなければならない。</li> </ul>